

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	32	府 省 庁 名		国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置の延長			
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、道路法第 37 条に基づき占用が規制されている区域や緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線類に係る固定資産税の特例措置。 ・ 特例措置の内容 道路法第 37 条に基づき電柱の占用が禁止又は制限されている道路の区域の課税標準を 4 年間 1 / 2 に軽減 上記以外の緊急輸送道路の課税標準を 4 年間 3 / 4 に軽減 本特例措置について、適用期限を 3 年間（令和 10 年 3 月 31 日まで）延長する。			
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第 15 条第 30 項 地方税法施行令附則第 11 条第 34、35 項 地方税法施行規則附則第 6 条第 70、71 項 〕			
減収見込額	[初年度]	－（ ▲364 ）	[平年度]	－（ ▲364 ） （単位：百万円）
	[改正増減収額]	－		
要望理由	（１）政策目的 電線管理者の無電柱化に要する負担を軽減することにより、無電柱化の取り組みを促進し、道路の防災性の向上、安全で快適な交通区間の確保を図る。 （２）施策の必要性 令和 3 年 5 月、新たに 5 年間の無電柱化推進計画が策定され、一層の無電柱化を進める必要があるなかで、令和 6 年 1 月の能登半島地震では、電柱の傾斜や折損が約 3, 100 本発生したことにより道路閉塞が生じ、応急復旧作業に支障が生じる場面があった。 しかしながら、全国では依然として道路と民地をあわせて約 3, 600 万本の電柱が建っており、減少するどころか増加している状況である。 令和 5 年 6 月には、道路法第 37 条による既設電柱の占用制限に係る運用を開始したところであるが、政策目標の達成に向けては引き続き電線管理者の負担を軽減させることで、更なる無電柱化を推進するための設備投資の動機付けとして、本特例措置を延長させることが必要不可欠である。			
本要望に対応する縮減案	－			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	① 国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定） 新たな国土強靱化基本計画 各分野の主な施策の推進方針 8）交通・物流 緊急輸送道路の無電柱化 ② 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 （2）交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策 市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策 ③ 首都直下型地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月31日閣議決定） 7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置 （2）膨大な人的・物的被害への対応 電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐため、無電柱化の取組を推進する ④ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 国及び地方公共団体は、災害の被害拡大の防止を図るため、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等の無電柱化を推進する。 ⑤ 第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定） 第2章 今後の社会資本整備の方向性 第2節 個別の重点目標及び事業の概要について 1. 重点目標1：防災・減災が主流となる社会の実現 1－3：災害時における交通機能の確保 災害時の道路閉塞を防ぐ無電柱化等を推進し、災害に強い道路ネットワークの構築を進める 電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率 38%（令和2年度末）→ 52%（令和7年度末） ⑥ 無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号） 第15条（法制上の措置等） 政府は、無電柱化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。 ⑦ 無電柱化推進計画（令和3年5月25日 国土交通大臣決定） 第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 6. 財政的措置 1) 税制措置 現在、緊急輸送道路や道路法第37条の規定に基づき占用制限を実施している道路において、電線管理者が無電柱化を行う際に、新たに取得した電線等に係る固定資産税を減免する特例措置が講じられているが、国は本措置の効果を検証し、2022（令和4）年度以降の措置のあり方について検討する。
		政策の達成目標	電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率 38%（令和2年度末）→ 100%（令和41年度末）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和7年4月1日～令和10年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	55%（令和9年度末）
		政策目標の達成状況	電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率 45%（令和5年度末）

	有効性	要望の措置の適用見込み	過年度の適用実績より、一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等において約 462 件の適用を見込んでいる。
		要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を通じて、無電柱化により新たに取得した電線等に係る負担が軽減され、制度創設前と比較し電柱撤去延長が 1.5 倍程度(年間 150 km程度)で推移していることから、更なる無電柱化を進めるためのインセンティブとして有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	①国土交通省 道路整備事業費 (令和 7 年度概算要求額: 25,258 億円(国費)の内数) 防災・安全交付金(令和 7 年度概算要求額: 10,405 億円(国費)の内数) ②総務省 (1) 情報通信インフラ整備加速化パッケージ(令和 7 年度概算要求額: 53.3 億円の内数) (2) ケーブルテレビにおける伝送路の在り方に関する調査研究(令和 7 年度概算要求額: 1.6 億円の内数)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算①は道路管理者が電線共同溝等の整備を行うためのものである。電線共同溝等の整備効果の発現(無電柱化の完了)には、電線管理者等による電線等の電線共同溝等内への敷設が必要であるところ、本税制はその促進方策となるものである。②(1)は、通信ネットワークの敷設状況等を踏まえて、電線管理者(電気通信事業者)が効率的に地中化を進めるための調査を実施するもの、②(2)は、電線管理者(ケーブルテレビ事業者)の新設電柱抑制に関する具体的方策等について調査研究を実施するものである。対して本特例措置は電線管理者が無電柱化を実施する際の設備投資に対する税の軽減措置をするものである。
		要望の措置の妥当性	無電柱化の推進を図るためには、上記予算により道路管理者が電線共同溝等の整備を行うとともに電線管理者が電線等を新たに取得する必要があるが、無電柱化は公共性が高い一方、電線管理者の負担が大きく、新たに取得した電線等に係る固定資産税が負担になることから、本特例措置による固定資産税の負担の軽減が必要であり、本特例措置は、政策の達成のための手段として妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<table><tr><th colspan="3">適用件数、(減収額) 百万円</th></tr><tr><th>年度</th><th>適用件数</th><th>減収額</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>512</td><td>74</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>449</td><td>67</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>501</td><td>52</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>436</td><td>43</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>448</td><td>29</td></tr></table> 【出典】：電線管理者からの聞き取りによる道路局調べ	適用件数、(減収額) 百万円			年度	適用件数	減収額	令和元年度	512	74	令和2年度	449	67	令和3年度	501	52	令和4年度	436	43	令和5年度	448	29
	適用件数、(減収額) 百万円																						
	年度	適用件数	減収額																				
	令和元年度	512	74																				
	令和2年度	449	67																				
令和3年度	501	52																					
令和4年度	436	43																					
令和5年度	448	29																					
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用実績（千円）：令和2年度 13,366,117 ：令和3年度 14,262,083 ：令和4年度 13,857,436																					
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、無電柱化により新たに取得した電線等に係る負担が軽減され、制度創設前と比較し電柱撤去延長が1.5倍程度（年間150km程度）で推移していることから、更なる無電柱化を進めるためのインセンティブとして有効である。																					
	前回要望時の達成目標	市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率 目標値：50%（令和6年度末） 現況値：45%（令和5年度末）																					
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	無電柱化の実施について、電線管理者や沿道住民等との協議・合意が必要であるため、着手までに時間を要する場合があることや、石油高騰による影響で進捗が遅れたことなどが挙げられる。																					
これまでの要望経緯		平成28年度 新設 平成31年度 延長・拡充 ※交通安全上、課題がある道路等（バリアフリー生活関連経路、通学路など）を追加 令和4年度 延長・拡充 ※道路法第37条に基づき電柱の占用が禁止又は制限されている道路の区域に接続する届出対象区域及びこれ以外の緊急輸送道路に接続する届出対象区域を追加 ※対象事業者に、電気事業法第2条に規定される配電事業者を追加																					